



国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

Bulletin of National Institute of Livestock and Grassland Science no.14 Index

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-03-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://repository.naro.go.jp/records/2258

略号

畜草研
Bull NARO Inst Livest
Grassl Sci

ISSN:1347-0825
CODEN:CSKKCS



Bulletin of NARO Institute of Livestock and Grassland Science



第14号〈No.14〉平成26年3月 -March 2014-

**NARO Institute
of Livestock and
Grassland Science
(NILGS)**

Ibaraki, Japan

独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

畜産草地研究所

畜産草地研究所編集委員会
Editorial Board

所長
Director-General

土肥宏志
Hiroshi DOHI

草地研究監
Director, Grassland Research

大同久明
Hisaaki DAIDO

編集委員長
Editor-in-Chief

竹中昭雄
Akio TAKENAKA

副編集委員長
Deputy Editor

吉田信代
Nobuyo YOSHIDA

編集委員
Associate Editor

小迫孝実
Takami KOSAKO

間野吉郎
Yoshiro MANO

秋山典昭
Fumiaki AKIYAMA

手島茂樹
Shigeki TEJIMA

浦川修司
Shuji URAKAWA

平子誠
Makoto HIRAKO

森岡理紀
Riki MORIOKA

野村将
Masaru NOMURA

畜産草地研究所研究報告

第 14 号 (平成 26 年 3 月)

— 目 次 —

— 原著論文 —

日本の公的機関におけるトウモロコシ (*Zea mays* L.) 育種のためのゲノムワイドセレクションに関する研究：親自殖系統群内に見られた一塩基多型（英文）

..... 玉置宏之・松本敏美・三ツ橋昇平・
奥村直彦・黄川田智洋・佐藤 尚..... 1

「シバ中間母本農 1 号」の育成

..... 小林 真・蝦名真澄・高溝 正・霍田真一..... 13

飼料タンパク質の給与水準と第一胃分解性の違いが泌乳牛の尿量に及ぼす効果

..... 大谷文博・樋口浩二・小林洋介・野中最子..... 23

BULLETIN OF
NARO INSTITUTE OF
LIVESTOCK AND GRASSLAND SCIENCE

No.14 (March2014)

CONTENTS

Research Papers

Hiroyuki TAMAKI, Toshimi MATSUMOTO, Shohei MITSUHASHI, Naohiko OKUMURA,
Tomohiro KIKAWADA and Hisashi SATO :

A Study on ‘Genomewide Selection’ for Maize (*Zea mays L.*) Breeding in Japanese Public
Sectors: Single Nucleotide Polymorphisms Observed among Parental Inbred Lines 1

Makoto KOBAYASHI, Masumi EBINA, Tadashi TAKAMIZO and Shin-ichi TSURUTA :
Breeding of “Japanese Lawnglass Intermediate Parent Nou 1” 13

Fumihiro OHTANI, Kouji HIGUCHI, Yousuke KOBAYASHI and Itoko NONAKA :
The Effects of Dietary Protein Level and Rumen Degradability on Urine Volume in Lactating
Dairy Cows 23

© 2014 NARO Institute of Livestock and Grassland Science

All rights reserved. No part of this publication may be reproduced without the permission of the copyright holder.

Published by Institute of Livestock and Grassland Science,

National Agriculture and Food Research Organization (NARO)

Ikenodai 2, Tsukuba, Ibaraki 305-0901 Japan

編集委員会事務局

企画管理部情報広報課

新谷成正

飛鳥井可奈子

那須企画管理室連絡調整チーム

大里孝

本研究報告から転載、複製を行う場合は、農研機構畜産草地研究所の許可を得て下さい。

※農研機構は、独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構のコミュニケーションネーム（略称）です。

平成26年3月 印刷
平成26年3月 発行

独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

畜産草地研究所

〒305-0901 茨城県つくば市池の台2
TEL 029-838-8600(代)
FAX 029-838-8606

印刷所 朝日印刷株式会社つくば支社

(目的)

第1条 畜産草地研究所研究報告及び畜産草地研究所研究資料への投稿については、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構刊行物著作権取扱規程（14規程56号）に定めるもののほかこの要領の定めるところによる。

(投稿者の資格)

第2条 投稿者は原則として、畜産草地研究所職員（以下「職員」という。）及び流動研究員、依頼研究員、日本学術振興会特別研究員、日本学術振興会外国人特別研究員等（以下「他の職員」という。）とする。

- 一 職員が投稿する内容は、主として畜産草地研究所（以下「研究所」という。）で行った研究とする。
- 二 他の職員が投稿する内容は、研究所で行った研究とする。

(投稿原稿の内容)

第3条 投稿原稿の内容は次のとおりとする。

- 1 畜産草地研究所研究報告（Bulletin of NARO Institute of Livestock and Grassland Science / 略誌名：Bull NARO Inst Livest Grassl Sci）
 - 一 原著論文：研究所において行った試験研究及び研究所以外の者に委託して行った試験研究の成果に関わる論文とする。
 - 二 短報：一以外の研究の予報、速報などの短報とする。
 - 三 技術論文：新しい技術や技術の組立、実証などを主体とする報告。
 - 四 総説：畜産草地研究に関わるものとする。総説は投稿のほか、編集委員会が依頼したものを含む。
 - 五 学位取得論文：研究所において主として行った試験研究による学位取得論文とする。
- 2 畜産草地研究所研究資料（Memoirs of NARO Institute of Livestock and Grassland Science / 略誌名：Mem NARO Inst Livest Grassl Sci）
調査資料・技術資料・研究資料：研究所において行った試験研究及び研究所が研究所以外のものに委託して行った試験研究のうち、学術的・産業的に有用な未発表の資料とする。

(原稿の執筆)

第4条 原稿の執筆にあたっては、別に定める畜産草地研究所研究報告及び畜産草地研究所研究資料執筆要領（13畜草B第44号）に基づくものとする。使用する言語は日本語又は英語とする。

(原稿の提出)

第5条 次の手続きにより原稿及び原稿提出票を事務局に提出する。

- 一 職員は原稿提出票に必要事項を記載し、所属研究領域長等の校閲を受ける。
- 二 他の職員は原稿提出票に必要事項を記載し、所属研究領域長等の校閲を受ける。

(受付)

第6条 原稿及び原稿提出票を事務局が受け取った日を受付日とする。受理日は編集委員会の審査の結果、掲載が妥当と認められた日とする。

(審査)

第7条 編集委員会は次の手続きにより論文を審査する。ただし、学位取得論文については審査を省略することができる。

- 一 編集委員会は論文の内容により審査員正副をそれぞれ1名決定し、論文審査を依頼する。審査員は研究所内及び研究所外の研究者等とし、その氏名は公表しない。
- 二 審査員は論文審査票により審査を行う。また必要に応じて指摘事項を書き出し提出する。
- 三 事務局は審査員と著者の間のやり取りの対応にあたる。
- 四 編集委員会は審査結果を参考にして掲載の可否を判断する。
審査の内容によっては著者に原稿の訂正を求めることができる。
- 五 著者は審査結果を受領後、編集委員会が指定する期日までに修正原稿を事務局に提出する。

(校正)

第8条 著者による校正是原則として初校のみとする。校正は誤植の訂正程度にとどめる。やむを得ず大きな変更等を行う場合には編集委員会の承認を得なければならない。

(別刷り)

第9条 別刷りは次のとおりとする。

- 一 100部とし、筆頭著者が代表で受け取る。
- 二 別刷りの追加を希望する場合は研究費負担で印刷する。

附 則

この規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月8日から施行する。

